
監査事務所検査結果事例集の公表について

— 監査役の皆様方に対する期待 —

日本監査役協会

2016年12月6-7日

公認会計士・監査審査会

会長 廣本 敏郎

構成

- はじめに
 - 審査会の任務
 - モニタリング基本方針
 - 事例集公表の基本的目的
- 監査役等への情報提供
- 監査役等への期待
 - 経営・会計の公的責務
 - 監査品質を提供する三角形
 - 資本市場のインフラとしての会計監査

はじめに

審査会の任務

- 公認会計士・監査審査会は、JICPA行う品質管理レビューをモニタリングし、その結果、公認会計士及び監査法人が法令又は品質管理基準等に準拠していない場合や、JICPAの品質管理レビューが適切に行われていない場合金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告する機関である。
 - － 審査会はモニタリングの実効性を確保するため、必要ある場合には、JICPA、監査事務所及び被監査会社等に立入検査を行うことができる。

(金子晃「公認会計士・監査審査会の発足に当たって」
『JICPAジャーナル』2004年7月号、5頁)

監査事務所等モニタリング基本方針

(平成28年5月13日)

- 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼性の向上等に取り組んでいる。
 - 第5期（平成28年4月～平成31年3月）においては、監査の品質のより一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として監査事務所等に係るモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

監査事務所等モニタリング基本方針（続）

【視点】

- 被監査会社を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの導入等によるガバナンスの強化、海外進出の加速化、取引の複雑化、IT化の進展など大きく変化している。これに伴い、監査事務所においても、被監査会社の環境変化に応じたグループ監査やIT対応等の監査手法の高度化への対応など、より高い視点からのマネジメントが求められている。
 - こうした中、近年の上場大企業の会計不正事案や新規公開株に関する不適切事例を契機として、改めて監査の信頼性が問われており、これを受けて、監査法人のガバナンス・コードの策定などを今後検討することとされている。

監査事務所等モニタリング基本方針（続）

【視点】 続き

- このような状況に対応するため、審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を積極的に図っていくこととする。

監査事務所等モニタリング基本方針（続）

【目標】

- 審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、...監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。
 - － また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

事例集公表の基本的目的

- 私ども審査会は、当初より、業界の健全な発展を望み、そのため協会の自主規制機能、さらに、個々の監査事務所の自主的な改善への取り組みに大きな期待を寄せています。
 - － 審査会は、発足以来、公益の確保及び投資家保護の観点から、監査事務所等への検査を実施しているが、監査事務所、特に中小規模監査事務所における品質の維持・向上に向けた自主的な取組みを促進することを主眼に、平成20年から『事例集』を作成・公表している。

事例集公表のもう一つの目的

- 平成24年版事例集から、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組みの促進」に加えて、「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」を目的とした。
 - 「本事例集が、品質管理のシステムの整備・運用に努める監査事務所において参考資料として積極的に活用されるとともに、被監査会社の監査役をはじめとする資本市場関係者において、外部監査の実態の把握等のために広く参照されることを期待している。」

監査役等への情報提供

平成28年版事例集 序文より

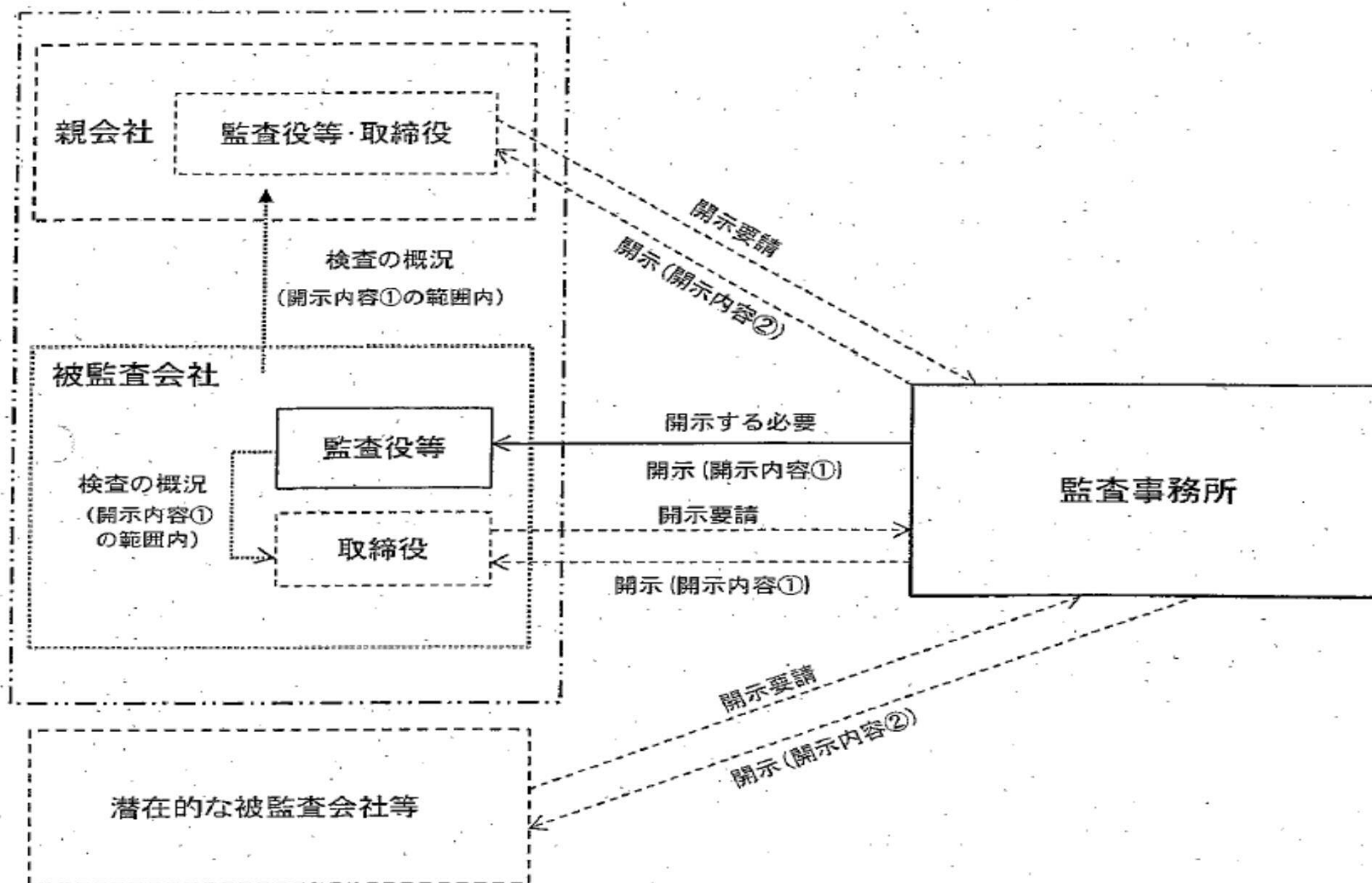
【取締役、監査役、投資者等の皆様へ】

- 特に、監査役等においては、本事例集を十分に活用し、外部会計監査人における品質管理の状況及び品質管理レビューや審査会検査の結果等について積極的に質問するなどにより、外部会計監査人との連携を充実・強化するとともに、外部会計監査人の適切な評価や十分な監査時間の確保等を行い、適正な外部会計監査人監査が行われるための対応をされることを期待している。

検査結果等の第三者開示の取り扱い

- 平成27年4月以前
 - － 検査結果及び検査関係情報は、日本公認会計士協会の品質管理委員会に提出する場合を除き、審査会の事前承諾なしに第三者に開示してはならない、としていた。
- 平成27年4月以降（4月17日、6月11日）
 - － 監査役等とのコミュニケーションを強化する観点から、検査結果等を審査会の事前承諾なしに開示できる対象範囲を拡大・明示した。

検査結果等の開示に関する取扱い



第三者開示に関するQ&A

～審査会ウェブサイトより～

- 被監査会社の監査役等が、会計監査を実施した監査事務所から、同監査事務所に対する審査会の検査結果等の伝達を受けた場合において、当該監査役等が同社の取締役や同社の親会社の監査役等及び取締役に対して、伝達を受けた検査結果等を伝えることは、検査結果等の第三者への開示に該当するのか。
 - 監査事務所より伝達された検査結果等を伝達された範囲内で、被監査会社の取締役等に対して、その職務の一環として報告する等することについては、第三者への開示には該当しないものと考えられます。
- 被監査会社の監査役等に対し、審査会の検査結果等を伝達する際に、被監査会社の取締役や財務部門の社員、同社の親会社の監査役等が同席することは、問題ないか。
 - 従来より、監査事務所が被監査会社の監査役等に対し、審査会の検査結果等を伝達する際に、被監査会社の監査役等以外の被監査会社の取締役や財務部門の社員、同社の親会社の監査役等が同席することについては、運用上、差支えないとしてきたところです。

監査役等への期待

経営・会計の公的責務

- 自由を基調とする市場経済は、人間の利己心、欲望を原動力とするため、イノベーティブかつサステイナブルであるが、非常にコントロールの難しい制度である。
 - そのため、古くから、経済人あるいは実業家には、道徳心、モラルが強く求められてきた。
 - 実際、経営の公的責務を強く認識し、これを実践してきた企業経営者は少なくない。

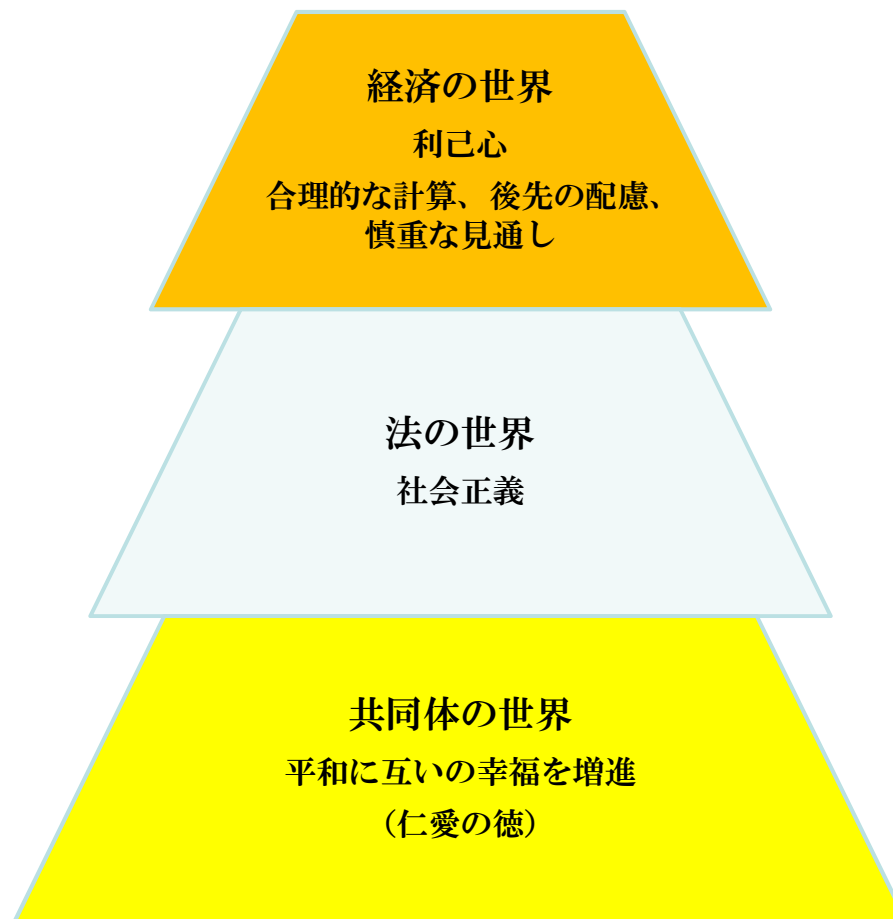
（「月刊 監査役」2016年9月号、羅針盤より）

アダム・スミスが描いた市場経済

- 経済の世界は、「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界である…利己心というものが経済という世界の原動力である…
- （しかし）スミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならないということになっている。社会的な枠のない、無軌道な、勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

（高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年、76頁）

スミスのモラルの世界



わが国資本主義経済の原点

～渋沢栄一の理念～

- ・ 「日本の資本主義の父」と称される渋沢栄一は、利潤追求をめざす経済行為の中にも道徳が必要なことを悟っていた。
 - － 私が常に希望しているのは、「物事を進展させたい」「モノの豊かさを実現したい」という欲望を、まず人は心に抱き続ける一方で、その欲望を実践に移していくために、道理を持って欲しいということである。その道理とは、社会の基本的な道徳をバランスよく推し進めていくことに外ならない。

(渋沢栄一 (守屋淳訳) 『現代語訳 論語と算盤』
ちくま新書、2010年、89頁)

渋沢栄一の理念（続）

- 競争の道徳
 - － 善意の競争と悪意の競争
- 経営者としての適格性

（渋沢栄一『現代語訳 論語と算盤』157-160、161-164頁）

市場経済の利他性

～マーシャルの経済学から学ぶ～

- ・ 良い取引は、単に自分だけを潤すのではなく、取引相手も同じように潤してくれる。
 - － 洋の東西を問わず、近代から現代に至るまで、経済は市場から利他性を引き出すことで発展してきたと言ってよい。
 - － 利他性の強い市場が質の高い市場である。

市場経済の利他性（続）

- リーマン・ショックによって一般の機関投資家が大きな損失を被ったことが示すように、現代の金融市場は素人が手を出すと火傷をする鉄火場のような状態にある。
- 世界の資本形成を司る金融市場が鉄火場になれば、それと連動する世界市場全体の質も高いとは言い難い。
- 過去の経済危機を乗り越えることができたのは、適切な社会システムが形成され、利他性の強い市場が再生できたからだ。

市場経済の利他性（続）

- ・ 21世紀の世界に望まれるのは、
 - － 構成員一人ひとりが豊かな生活を創り出して
いける利他的な市場に基づく経済である。…
 - － 我が国は、社会システムを見直し、利他性の
強い市場経済を形成しなくてはならない。そ
れが、マーシャルから学ぶべき最大の教えだ
ろう。

（矢野誠 京都大学教授 『やさしい経済学 危機・先人に学ぶ：
マーシャル⑨利他性強い市場』
日本経済新聞、2012年6月29日）

松下幸之助の信念

- 利益というものは、健全な事業活動を行っていく上で欠かすことのできない、大切なものである。
 - － しかし、それ自体が究極の目的かという点、そうではない。
 - － 根本は、その事業を通じて共同生活の向上を図るというところにある。その根本の使命をよりよく遂行していく上で、利益というものが大切になってくるのであり、そのところを取り違えてはならない。

松下幸之助の信念（続）

- ・ そういう意味において、事業経営は本質的には私の事ではなく、公事であり、企業は社会の公器なのである。

（松下幸之助 『実践経営哲学』 PHP研究所、
1978年、26頁）

松下の実践

- 経営基本方針に合致した利益であること
 - － ある事業部が大きな利益をあげても、それが経営の基本方針に反し、世間から非難されるような手段によって得たものであれば、絶対に承認されない。
 - － 【関連】 日立の実践：善悪は損得に優先する
- 経理の乱れは、経営の乱れにつながる
 - － 松下電器では「経理社員」の規定を設け、もし事業部長が経理規定に反するようなことを要求した場合は、事業部長に対してその誤りを改めてもらうよう建言する責任を経理社員に与えている。

経営・会計の公的責務（続）

- しかしながら、現実には適格性を欠く経営者の種は尽きず、不正会計も繰り返されてきた。
 - この問題は、グローバル競争が激化して、人徳が軽視され、能力ばかりが重視される傾向が目立つ現代の経済社会で、ますます重大かつ深刻な問題となっている。

（「月刊 監査役」2016年9月号、羅針盤より）

監査品質を提供する三角形

～IAASB議長の提言～

- 最大限の監査品質を促進するには、監査品質を提供する主な当事者である監査人、企業の監査委員会、関連する外部の規制インフラを三角形の3つの頂点として捉え、より総合的な視野に立った取り組みを行う必要がある。
 - － これらの当事者は、それぞれに異なる役割を果たし、互いに独立した存在であるが、三者に共通する役割がある。監査品質は、三者が互いに役割分担を求め合うものである。

(シルダー議長「監査品質のさらなる向上にむけて」
『会計・監査ジャーナル』2011年4月号)

コーポレートガバナンス・コード（2015年） ～基本原則 3 適切な情報開示と透明性の確保～

- **【基本原則 3】**

- 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略...等の非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うと共に、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

- **【原則 3 – 1. 情報開示の充実】**

- **【原則 3 – 2. 外部会計監査人】**

- 補充原則 ①②

補充原則 3 - 2 ①

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - － (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し、外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - － (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

補充原則 3 - 2 ②

- 3 - 2 ②取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
 - (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
 - (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

会計監査の在り方懇提言（2016年）

～高品質な監査を実施するための環境整備の必要性～

- 提言は、講ずべき取組みの最後に「高品質な会計監査を実施するための環境の整備」を挙げている。
 - － 最近の不正事案において、上場企業のガバナンスや内部統制は形式的には整備されていたものの、経営トップが当期利益至上主義の下で予算の達成や実績見込みの上積みを強く求めたのに対し、内部統制が機能せず、監査委員会等もその監査機能を発揮できなかったことが指摘されている。
 - － 財務報告に係る内部統制を適切に整備し、適正な財務諸表を作成する責任は企業にある。
 - 適正な会計監査の確保のために、企業の会計監査に関するガバナンスの強化や実効的な内部統制の確立が不可欠である。また、ITの活用も必要。

資本市場のインフラとしての会計監査 ～高品質・高報酬の監査～

- 会計監査の在り方懇提言の実現に取り組むことで、次の好循環が生まれることが期待される。
 - － ①監査法人が、実効的なガバナンスの下で、有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する。
 - － ②企業が監査品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人に監査を依頼するようになる。
 - － ③このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブを強化し、更に、高品質な会計監査に企業が価値を見出す結果、監査報酬の向上につながる。

（「会計監査の在り方懇談会」提言より）